

議員提出第8号議案

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年11月27日

提出者

議会運営委員会委員長 池田 一

(別紙)

議員提出第8号議案

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を  
改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成  
14年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の160」を「100分の170」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部  
を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

附 則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定  
は、令和6年4月1日から施行する。